

# 広島県の社会保険料率表 (R7年度・納付分)

R7.3  作成

## (1) 年齢別被保険者でみる事業主・被保険者の負担割合

被保険者年齢区分 負担区分	40歳未満		40歳以上65歳未満		～70歳まで		～75歳まで		75歳～	
	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
a 健康保険	4.985%	4.985%	4.985%	4.985%	4.985%	4.985%	4.985%	4.985%	-	-
介護保険	-	-	0.795%	0.795%	-	-	-	-	-	-
b 厚生年金	9.150%	9.150%	9.150%	9.150%	9.150%	9.150%	-	-	-	-
子ども・子育て拠出金	0.360%	-	0.360%	-	0.360%	-	-	-	-	-
c 雇用保険(一般)	0.900%	0.550%	0.900%	0.550%	0.900%	0.550%	0.900%	0.550%	0.900%	0.550%
労災保険	下記のとおり	-	下記のとおり	-	下記のとおり	-	下記のとおり	-	下記のとおり	-
一般拠出金	0.002%	-	0.002%	-	0.002%	-	0.002%	-	0.002%	-
小計(労災を除く)	<b>15.397%</b>	<b>14.685%</b>	<b>16.192%</b>	<b>15.480%</b>	<b>15.397%</b>	<b>14.685%</b>	<b>5.887%</b>	<b>5.535%</b>	<b>0.902%</b>	<b>0.550%</b>

- 健康保険料は、R7.3月分(4月納付)から**9.97%**(前年9.95%)、介護保険料は、R7.3月分(4月納付)から**1.59%**(前年1.60%)。事業主と被保険者折半。
- 厚生年金保険料は、H29.9月分から**18.300%**、事業主と被保険者折半。子ども・子育て拠出金は、R2.4から**0.36%**、全額事業主負担。
- 雇用保険料は、一般業種は事業主**0.90%**(前年0.95%)、本人**0.55%**(前年0.60%)、その他事業所は下記のとおり。労災保険料は変更無し、全額事業主負担。

## (2) 業種別の労働保険料(雇用保険・労災保険)負担割合

業種	雇用保険			労災保険
	事業主	本人	計	事業主
① 一般(②, ③以外)の事業	0.900%	0.550%	1.450%	0.25%～8.8%(卸・小売、飲食、宿泊0.30%, 輸送用製造業0.40%etc)
② 農林水産・清酒製造の事業	1.000%	0.650%	1.650%	1.3～6%(農林水産), 0.55%(清酒製造)
③ 建設の事業	1.100%	0.650%	1.750%	0.60%(機械装置の組立て又は据付けの事業)～3.4%(水力発電施設、ずい道等新設事業)

## (3) 保険制度の概要

健康保険・厚生年金	<p>各人保険料は、<b>標準報酬・保険料額表</b>(標準報酬月額に保険料率を掛け作成)の対応した額。<b>標準報酬月額</b>は、資格取得時に決定、その後は、毎年4～6月の報酬額から標準報酬月額を決め(定時決定)、9～翌8月までその額で支払う。報酬に大きな変動があった場合は変更(随時決定)する。事業主は、毎月、給与から各人の保険料を天引き、事業主負担分を加え、事業所に送付されてきた賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額。</p> <p><b>【対象となる報酬】</b> 各種手当、通勤手当、休業手当は、対象賃金。旅費、退職金、見舞い・祝い金などは、除外。</p> <p><b>【保険料の免除制度】</b> <b>産前産後、育児休業保険料免除申出書により、休業期間中の本人・事業主のa,bの保険料免除</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(健康保険)</li> <li>(介護保険)</li> <li>(厚生年金)</li> <li>(子ども・子育て拠出金)</li> </ul>	<p>料率は県単位。75歳から資格喪失し後期高齢者医療制度に加入で市町に保険料。 <b>* 広島県・標準報酬・保険料額表</b></p> <p>介護保険料率は全国一律(組合管掌を除く)で、40歳到達月から65歳到達月の前月分まで徴収。65歳からは原則年金から支払う。70歳未満は、厚生年金の被保険者。老齢年金受給資格を満たすため70歳以上でも任意加入可(原則、全額自己負担)。</p> <p>65歳までの特別支給老齢の厚生年金は、1年以上厚生年金の加入期間必要、65歳からは被保険者期間1月以上で支給。児童手当等の財源の一部。厚生年金保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額に基づいて徴収。事業主全額負担。</p>
労働保険	<p>毎年、6月1日～7月10日に、概算保険料(賃金総額の見込額×保険料率)を支払う。保険料額によっては延納も可能。同時に、前年度の確定保険料(前年保険料率)の清算も行う。労働局から送付された申告書に、金額記載し金融機関へ納付。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(雇用保険)</li> <li>(労災保険)</li> <li>(一般拠出金)</li> </ul>	<p><b>平成29年1/1以降、65歳以上も「高年齢被保険者」として適用対象</b> <b>* 令和7年度雇用保険料率</b></p> <p>労災保険料は、全ての労働者の賃金が対象で、全額事業主負担。 <b>* 事業種類別労災保険料率(前年と変更なし)</b></p> <p>平成19年4月1日から、石綿健康被害救済法に基づき、労働保険料と併せて申告・確定納付する。</p>